

建築主、設計者の皆様へ

令和7年4月1日受付分からの建築確認申請等手数料改定についてのお知らせ

令和7年4月1日からの確認申請等(計画通知を含む)の手数料が下記のとおり改定されます。

詳しくは建築住宅課にお問い合わせください。

■建築物の確認申請、完了検査に係る手数料

○基本額

申請種別	床面積の合計(m ²)	現行の 手数料(円)	改正後の 手数料(円)
確認申請 (a)	0～30以内	8,000	8,000
	30超～100以内	14,000	15,000
	100超～200以内	21,000	28,000
	200超～500以内	27,000	33,000
	500超～1,000以内	48,000	49,000
	1,000超～2,000以内	68,000	68,000
	2,000超～10,000以内	200,000	200,000
	10,000超～50,000以内	320,000	320,000
	50,000超	610,000	610,000
完了検査 (b)	0～30以内	14,000	14,000
	30超～100以内	18,000	18,000
	100超～200以内	23,000	23,000
	200超～500以内	32,000	32,000
	500超～1,000以内	53,000	53,000
	1,000超～2,000以内	73,000	73,000
	2,000超～10,000以内	170,000	170,000
	10,000超～50,000以内	270,000	270,000
	50,000超	510,000	510,000

○省エネ審査加算額(新設)

建築物の種類	住宅部分の 床面積の合計(m ²)	加算額 (c)
一戸建ての住宅	200以内	13,000
	200超	15,000
共同住宅等	300未満	24,000
	300以上～2,000未満	38,000
	2,000以上～5,000未満	60,000
	5,000以上	78,000

仕様基準により省エネ性能を評価する住宅は、確認申請の手数料額(a)に、左の加算額(c)を加えた手数料額を納付してください。

(例)床面積の合計が120m²の一戸建て住宅の場合
手数料額 28,000円+13,000円=41,000円

※住宅・非住宅の複合建築物である場合は、その住宅部分の床面積の合計により加算額を算定してください。

※省エネ適判を受ける場合は、加算額を加える必要はありません。

○省エネ検査加算額(新設)

床面積の合計(m ²)	加算額 (d)
200未満	7,000
200以上～500未満	9,000
500以上～1,000未満	20,000
1,000以上～2,000未満	23,000
2,000以上～10,000未満	84,000
10,000以上	120,000

省エネ基準への適合義務がある建築物(平屋建てかつ延べ面積200m²以下を除く。)は、完了検査の手数料額(b)に、左の加算額(d)を加えた手数料額を納付してください。

(例)床面積の合計が120m²の一戸建て住宅の場合
手数料額 23,000円+7,000円=30,000円

※確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く)、当該計画の変更に係る部分の2分の1に、床面積の増加する部分の床面積を加えた面積に該当する額。

※建築物を移転、大規模の修繕、又は大規模の模様替えをする場合は、当該移転、大規模の修繕、又は大規模の模様替えに係る部分の2分の1に該当する額。

■ 建築設備・工作物の確認申請等手数料

種別	申請種類	現行の 手数料(円)	改正後の 手数料(円)
建築設備	確認申請	-	12,000
	計画変更	-	6,000
	完了検査	-	18,000
工作物	確認申請	11,000	11,000
	計画変更	6,000	6,000
	完了検査	12,000	12,000

■ 認定関係の手数料

申請の種類	現行の 手数料(円)	改正後の 手数料(円)
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条 第38項第1号若しくは第2号の認定(仮使用認定)	-	120,000
法第43条第2項第1号の認定(接道)	27,000	27,000

■ 仮設建築物等の建築の許可手数料

申請種類	床面積の合計(m ²)	現行の 手数料(円)	改正後の 手数料(円)
法第85条第6項 又は法第87条の 3項の許可	100以内	70,000	70,000
	100超～500未満	90,000	90,000
	500超	120,000	120,000

■ 全体計画認定の手数料

申請種別	床面積の合計(m ²)	現行の 手数料(円)	改正後の 手数料(円)
法第86条の8第 1項又は第3項 の認定 法第87条の2第 1項の認定	0～30以内	8,000	8,000
	30超～100以内	14,000	14,000
	100超～200以内	21,000	21,000
	200超～500以内	27,000	27,000
	500超～1,000以内	48,000	48,000
	1,000超～2,000以内	68,000	68,000
	2,000超～10,000以内	200,000	200,000
	10,000超～50,000以内	320,000	320,000
	50,000超	610,000	610,000

※建築物を増築又は改築する場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に該当する額。

※法第86条の8第1項の認定を受けた全体計画を変更して建築物を増築又は改築する場合は、変更に係る部分の床面積の2分の1に、増加する床面積を加えた面積に該当する額。

【お問い合わせ先】

花巻市建設部建築住宅課建築指導係 0198-24-2111 内526、527、528